

栃木県交通安全活動推進センターに委託する道路使用の許可に関する調査業務事務処理要領の制定について

(昭和63年3月18日)

(栃交規第4号)

このたび、栃木県交通安全活動推進センターに委託する道路使用の許可に関する調査業務事務処理要領を別添のとおり制定し、昭和63年4月1日から実施することとしたのでその適正な運用に努められたい。

別添

栃木県交通安全活動推進センターに委託する道路使用許可に関する調査業務事務処理要領

第1 目的

この要領は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の31第2項第7号の規定に基づく栃木県交通安全活動推進センター(以下「センター」という。)に法第77条第1項の規定による道路使用の許可に関する調査の適正な運用を図ることを目的とする。

第2 警察署長による業務委託

警察署長(以下「署長」という。)は、センターに対し調査業務を委託することができる。

第3 警察署長の指揮監督

道路使用現地調査員(以下「調査員」という。)は、調査事務を行うに当たっては、署長の指揮監督を受け適正かつ確実に行うものとする。

第4 業務委託の範囲

署長がセンターに委託する業務は、法第77条第1項第1号の規定による許可(以下「1号許可」という。)及び同項第2号(以下「2号許可」という。)に関する道路又は交通の状況についての調査のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 道路使用の許可の内容及び許可に付与された条件の履行状況の確認
 - (2) 道路使用が終了した後の原状回復状況の確認
- 2 署長は、前項に掲げるもののうち、緊急の場合、その他やむを得ない場合には、委託を行わないことができる。

第5 調査員の採用、解任の手続

調査員の採用、解任の手続きは、次によるものとする。

- (1) センターが、調査員を採用するときは、調査員採用同意願(別記様式第1号)により事前に警察本部長(以下「本部長」という。)の同意を受けて行うものとする。
- (2) 本部長は、調査員の採用に同意したときは、調査員採用同意書(別記様式第1号の2)によりその旨回答するものとする。
- (3) センターは、調査員を解任したときは、調査員解任届(別記様式第2号)を本部長に

提出するものとする。

第6 調査事務の委託

署長は、センターに調査事務を委託するときは、道路使用許可事務取扱要領に規定する道路使用許可台帳に記載し、道路使用許可条件履行状況等調査委託書(別記様式第3号)を交付して行うものとする。

- 2 前項の委託書には、許可証の副本及び添付書類(以下「許可証の副本等」という。)を添付すること。

第7 許可証交付時の配意

署長は、センターに調査の依頼を行う必要のある道路使用の許可に係る許可証を申請者に交付する際には、センターの調査員が当該道路使用の場所に赴いて第4の1項に規定する調査業務を行う旨を説明すること。

第8 処理簿の備付

センターは、道路使用許可調査処理簿(別記様式第4号)を警察署ごとに備付け、調査事務の処理状況を明らかにしておくものとする。

第9 調査報告事項

署長は、センターから次の各号に掲げる事項について記載された道路使用許可条件履行状況等調査結果報告書(別記様式第5号)により報告を受けるものとする。

- (1) 道路使用許可事項及び条件の履行状況
 - ア 当該許可の場所及び区間の遵守状況(道路使用の範囲)
 - イ 当該許可に係る期間及び時間の遵守状況
 - ウ 歩行者又は車両を安全かつ円滑に誘導するための措置状況
 - エ 路面の覆工、埋め戻し及び清掃状況
 - オ 現場責任者の管理体制
 - カ 当該許可に係る使用方法及び形態
- (2) 道路使用許可後の原状回復措置状況
 - ア 路面の回復状況
 - イ 道路標識及び道路標示等の回復状況
 - ウ 資器材の撤去状況
 - エ その他交通上の危険回復状況

第10 調査業務実施上の留意事項

- (1) 調査員は、調査事務に従事するに当たっては、身分証明書(別記様式第6号)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示すること。
- (2) 調査業務に当たっては、必ず現場の責任者又はこれに代わる者の立ち会いを求めて行うこと。
- (3) 調査業務に関して紛議が生じ又は問題点等があった場合には、必要な措置を講じた後、すみやかに署長に報告し、その指示に従うこと。
- (4) 調査業務は、申請者の利益に直接影響し、又は調査方法の適否に対しては、社会的反響が大きいことにかんがみ、特に誠実公平を期すること。
- (5) 調査業務は、道路上で、かつ、工事又は作業現場で行うことから受傷事故防止に十分配意して行うこと。

第11 調査結果の報告

- (1) 調査員は、署長から委託を受けた調査の結果を道路使用許可に係る条件履行状況等調査結果報告書に許可証の副本等を添付して、速やかに報告するものとする。
- (2) 調査員は、調査の結果、許可の内容、許可に付された条件又は原状回復が正しく履行されないため、交通の安全又は円滑に支障が生じていると認めた場合は、その旨を直ちに署長に報告しなければならない。

第12 報告

署長は、調査依頼件数等について、月ごとに、道路使用許可調査依頼状況報告書(別記様式第7号)を作成し、翌月10日までに交通規制課長を経由して本部長に報告するものとする。